

令和5年第3回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和5年8月18日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村
一般会計補正予算（第5号）
第 5 議案第30号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案について
第 6 議案第31号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案について
第 7 議案第32号 赤井川村特定環境保全公共下水道あかいがわアクアクリンセン
ターの建設工事委託に関する協定の締結について

追加日程

- 第 1 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	阿部 猛 君	2番	連 茂 君
3番	曾根 敏明 君	4番	能登 ゆう 君
5番	川人 孝則 君	6番	藤門 弘 君
7番	山口 芳之 君	8番	岩井 英明 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村 長	馬場 希 君
副 村 長	大石 和朗 君
会 計 管 理 者	谷 早苗 君
総 務 課 長	高松 重和 君
住 民 課 長	小林 義幸 君
保 健 福 祉 課 長	神 信弘 君
産 業 課 長	秋元 千春 君
建 設 課 長	釣賀 謙一 君
教育委員会次長	藤田 俊幸 君

◎議会事務局

事務局長
書記

横井慎之君
伊藤秋恵君

(午前 9時30分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。
根井教育長におかれましては、公務のため欠席しておりますので、ご報告いたします。
定足数に達しておりますので、令和5年第3回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会に提出されました案件は、専決処分1件、条例案2件、協定締結1件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、曾根敏明君及び4番、能登ゆう君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和5年6月分から7月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから3ページとして配付いたしております。
以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから議案第29号の説明をさせていただきます。議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年8月18日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、除雪管理用地の取得に係る用地測量及び買収費の新規計上のためでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年8月2日、赤井川村長。

それでは、令和5年度赤井川村一般会計補正予算書（第5号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思っております。令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,125万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月2日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、18款繰入金、既定額に360万円を追加し、1億9,696万8,000円に。これは、2項の基金繰入金の増額でございます。

歳入合計、既定額に360万円を追加し、28億6,125万2,000円となります。

次に、3ページ目を御覧いただきたいと思っております。歳出、7款土木費、既定額に354万9,000円を追加し、3億7,147万1,000円に。これは、1項土木管理費の増額でございます。

12款予備費、既定額に5万1,000円を追加し、228万2,000円に、歳出合計としては歳入と同額の既定額に360万円を追加し、28億6,125万2,000円となります。

次に、6ページをお開きいただきたいと思っております。2、歳入、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額に360万円を追加し、1億5,110万円に。後ほど説明いたします歳出の財源として基金から繰り入れるものでございます。

続いて、7ページです。3、歳出、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額に354万9,000円を追加し、526万5,000円に。内訳は、除雪管理用地として新たに取得する用地測量委託料で57万2,000円、同じく用地買収費で297万7,000円を新規計上するものでござ

ざいます。

なお、用地買収につきましては、用地測量が終わり、去る8月10日に土地所有者と売買について合意し、契約に至っていることを併せてご報告をさせていただきます。

続いて、8ページです。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に5万1,000円を追加し、228万2,000円とするものでございます。内訳は、歳出のバランスを取るためのものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。
○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

曾根敏明君。

○3番（曾根敏明君） この件につきましては、私たち議員全員が現地に向かい、何と申しますか、以前から隣近所の住民とのいろんないざこざ、そういう争いの中で始まった件もあります。再確認いたしますけれども、今後土地を売られた方に言っていただきたいのは近隣の住民とのトラブル等をないように、当初の目的は、私たちの考えはそうだったのですけれども、その土地を売られた方に対して、今後近隣の住民と仲よくやっていただくことを強く望みますので、ぜひその辺を契約するときにきちっとしてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 今回の曾根議員の件につきまして、今回土地売買契約書の条項の中に本件不動産の隣地境界に関する疑義の申出について、乙は、乙というのは〇〇さんになります。相手側になります。相手側は、その引渡しの日30日以内に限り、役場に対し申出を行うことができるものとし、この期間の経過後は実測面積の増減による売買代金の精算、その他隣地境界、甲、いわゆる村の土地利用についての異議、求償の申出をすることは一切できないという条文をうたわせていただいた上でご契約しておりますので、当人のほうにもその旨、確認は取れているという記録でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 除雪管理用地ということで取得されるということなのですが、用地の利用のイメージというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 今回の土地に関しましては、村の公用車の車庫前から村道に抜ける土地が大体のメインになります。公用車の部分の前の土地の部分の雪を向こう側の田んぼ側のほうの角のほうにいつもためてはいるのですけれども、もうすぐにたまってしまふということがまず1つございまして、それを極力今回購入させていただいた土地側のほうにもためるという形で、排雪の時間を少しでも長く取るというようなイメージで考えております。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和5年度赤井川村一般会計補正予算(第5号))を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第29号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和5年度赤井川村一般会計補正予算(第5号))は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第30号及び日程第6 議案第31号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第5、議案第30号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第5、議案第30号から日程第6、議案第31号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第30号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案について及び日程第6、議案第31号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長(釣賀謙一君) ただいま上程いただきました議案第30号、議案第31号について説明させていただきます。

議案第30号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村給水条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年8月18日提出、赤井川村長。

理由、令和5年10月より開始されますインボイス制度の開始に合わせ、新たに受益者の負担が生じないように表示価格を消費税を含めた総額表示に改正しようとするものである。

改正内容につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、6ページを御覧ください。改

正条例欄の目次、第24条第2号、第1節、第27条第1項、第30条、第32条、第33条、第37条につきましては改正内容が字句の整理となり、給水料金を水道料金と改正する点となり、4ページ記載の第32条につきましても字句の整理となり、給水料金を水道料金、管理者を村長と改正する点となります。

第29条につきましては、現行の料金算定は検針員の負担軽減の関係から月末検針から10日の検針に変更した経緯があり、基本料金、超過料金は合算せずにそれぞれ算定した経緯があります。令和5年10月以降、インボイス制度が開始されると消費税算定分金額が端数処理の関係で増額となってしまうため、受益者の負担増とならないように税込み単価での合算となるよう改正を行う。例として、現行の超過料金算定は183円掛ける超過使用水量で計算しており、超過量10立方メートルでは1,830円、うち消費税は166円、令和5年10月からは現条例のままだと167円掛ける超過使用水量掛ける100分の110で超過量10立方メートルでは1,837円、うち消費税が167円となります。

別表第2につきましては、税込み総額表示に対応した金額の整理となります。

第24条につきましては、3ページを御覧ください。字句の整理として、給水料金の額を水道料金の額と改正し、第29条全文を水道料金は、別表第2に定める用途別による基本料金と超過料金を合算した額とするに改正しようとするものになります。

条例改正による影響につきましては、新たな負担は生じません。

続きまして、議案第31号について説明させていただきます。

議案第31号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年8月18日提出、赤井川村長。

理由として、令和5年10月より開始されるインボイス制度の開始に合わせ、新たに受益者の負担が生じないように表示価格を消費税額を含めた総額表示に改正しようとするものである。

改正内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、3ページを御覧ください。改正条例欄の第18条第1項、別表1につきましては、現行条例のまま令和5年10月以降インボイスに対応いたしますと、消費税の端数処理の関係で受益者の負担増となることから、負担増とならないよう料金の表示単価を税込みの総額表示とする。例といたしまして、現行の料金算定は183円掛ける使用数量で計算しており、使用量10立方メートルでは1,830円、うち消費税は166円、令和5年10月からは現条例のままだと167掛ける使用量掛ける100分の110、使用量10立方メートルでは1,837円、うち消費税は167円となります。

条例改正による影響につきましては、新たな負担は生じません。

以上、議案第30号、議案第31号を一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） すみません。基本的なことで、勉強不足で申し訳ないのですが、給水料金を水道料金に改めるということがどういうことなのかというのをちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 今まで条例で給水料金という表示を使っていたのですが、一般的にどこの自治体を見ましても給水料金という言葉は使われておらず、水道料金というのが定例で使われているということもあったり、給水料金という言葉と水道料金という言葉が両方使う場面がたまにございまして、こちらの場合、村民の方に不明確な情報として与えるおそれがあるものですから、なじみのある水道料金という言葉に改正させていただきたいということでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） では、特に語句を統一したという感じで、内容的な違いはないということによろしいでしょうか。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） そのとおりでございます。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○5番（川人孝則君） このインボイス制度も関係ありますけれども、このインボイス制度自体、村として本当に今、村がやらなければならないのか。将来的に水道、下水道両区は、これ業者委託になるという感覚で自分は考えているのですが、そのときのためのインボイス制度なのか。それで、今こういう改正が必要なのかということ並びに今度、数年後には業者委託というか、完全になるとは思いますが、それに対しての水道料、下水道料の料金改正が変更ある可能性があるのかないのか、そこら辺をちょっとお願いします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） まず、インボイス制度に絡む関係の料金改定なのですが、実は水道、下水道会計のほうは消費税の申告を税務署のほうに毎年行っております。一般会計につきましては、消費税の申告は不要という形なものですから、村の会計上、特別会計の水道、下水道に関しましては毎年消費税の申告をしております。それによって、明確な消費税を提示するために、まずはこのインボイスを使ったタイミングで今回改正をしたいというのが1点と、あとは村のほうからお客様のほうにいわゆる料金、水道料金、下水道料金の納付書を発付しております。これは、納付書とは申しますが、本来は請求書というふうに読み替えていただいても構いません。ですから、事業者様におかれまして請求書が経費という形になりますので、その経費に含まれている消費税につきましては事業者様のほうで、いわゆる経費のうちの一部という形で申告の対象になるということで、適正価格表示請求書というものを村のほうでも発行しなければならないということで今回インボイス対応した金額の改定と。金額の改定というか、総額表示の改定という形を取っております。

あと、水道、下水道料金の改定につきましては、今私のほうでも少し思案しておりまして、近隣町村ですとか、あとは全国的な流れですとか、そういったものを含めて今調整している最中でございますが、近々に値上がりという形になるのか。これは、村のほうで全体で考えていかなければならないことだなということは考えておりますし、今回このインボイスをやったおかげでどれだけの水道の料金といわゆる支出と収入の差がどれだけあるのかというのもきちっとはつきりいたした上で検討していく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第30号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第30号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第31号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第31号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第32号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、議案第32号 赤井川村特定環境保全公共下水道あかがわアクアクリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長(釣賀謙一君) ただいま上程いただきました議案第32号について説明をさせていただきます。

議案第32号 赤井川村特定環境保全公共下水道あかいがわアクアクリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結について。

次のとおり建設工事委託に関する協定を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月18日提出、赤井川村長。

記といたしまして、協定の目的につきましては、赤井川村特定環境保全公共下水道あかいがわアクアクリーンセンターの建設工事委託に関する協定。

協定金額につきましては、金1億1,560万円。

協定の相手方につきましては、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団代表者、理事長、森岡泰裕でございます。

参考といたしまして、期間は議決の日から令和7年3月31日までということで進めてまいります。

2ページから8ページまで協定書でございます。2ページを御覧ください。第4条、事業費にありますように令和5年度事業費2,800万円、債務負担行為額8,760万円、これは令和6年度事業費となり、合計1億1,560万円の2年間契約となります。このような内容の協定を8ページのとおり、令和5年6月28日に契約させていただいております。

続きまして、本協定についてご説明いたします。8ページを御覧ください。第28条(この協定の成立)にありますように、この協定は赤井川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づく赤井川村議会の議決を経るまでは仮協定とし、当該議決を経たときは、本協定として成立するものとする旨と記載があります。このことから、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、工事概要についてご説明いたします。1ページを御覧ください。令和5年度工事概要は、自動除塵機(スクリーンかす設備)の機器製作、ケーキホッパ(汚泥脱水設備)の機器製作となります。令和6年度工事概要は、自動除塵機(スクリーンかす設備)の据えつけ、ケーキホッパ(汚泥脱水設備)の据えつけ、汚泥搔寄機(最終沈殿池設備)機器製作、据えつけが主な概要となります。

以上でご説明いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

川人孝則君。

○5番(川人孝則君) これアクアクリーンセンター建設工事委託となっていますけれども、改修なのか、建設を新たにするのかという意味が全然これを見たら、建設ということは新たに造るというような感じに取れるのですけれども、そういう感じなのか。それとも、今の中の改修なのかというのがちょっとこれでは読み取れない感じになるのですけれども、その辺をちょっとお願いしたいのですが。

○議長(岩井英明君) 建設課長。

○建設課長(釣賀謙一君) 協定書の項目に建設工事とうたわれているのですけれども、基本的には全て改修になります。ですから、今回の機器につきましては今ある機器を外して新しい機器を取り替えるというような工事の内容になっております。

○議長(岩井英明君) 曾根敏明君。

○3番(曾根敏明君) ちょっと基本的なことというか、この工事の要は協定を結ぶに当たって、よく分からないのですけれども、これは聞いたことのない会社というか、我々は。かなり専門の業者しかこういう工事には立ち入りできないと思うのですけれども、この辺については協定を結ぶというか、入札だとか、そういうあれはないのか。例えば基本的にこれは、この業者にもう指定されて決まっているのか。その辺のところをちょっと確かめたいと思うのですけれども。

○議長(岩井英明君) 建設課長。

○建設課長(釣賀謙一君) この下水道事業団との協定の内容といたしましては、まず今回の議決をいただいた後に下水道事業団のほうに村のほうから報告いたしまして、そこで初めて下水道事業団のほうから入札の公告を行います。下水道事業団というその大きな団体がございます、そこの事業団のほうで入札を行い、入札を行った上で業者の選定をしていただき、それから工事が始まるという内容になっております。

ちなみに、村のほうの下水道につきましては平成12年から下水道は供用開始になっておりまして、当時村の下水道事業は道代行、北海道のほうで代行業業として行ったという経緯がございます。その際もこの下水道事業団が全て代行委託をして行っているという経緯も付け加えてお話しさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長(岩井英明君) 曾根敏明君。

○3番(曾根敏明君) ありがとうございます。アクアクリーンセンターができて、ちょっと何年たつか定かではないのですけれども、建設、クリーンセンターができて初めてのこれはつきり言って掃除というか、何年ぐらいがめどでやるか、それだけちょっと聞きたい。

○議長(岩井英明君) 建設課長。

○建設課長(釣賀謙一君) おっしゃるとおり、あかいがわアクアクリーンセンターのこの改修工事というのは今回が1期目です。こちらは、ストックマネジメントという計画を村のほうで立てておりまして、5年ごとに立てることになっております。これなぜ立てなければならないかという、交付金のほうの申請がそれを立てなければ交付金をいただけないと

いう経緯がございまして、これ1度手をつけてしまいますと永年的に続く工事になっております。大体の機器が更新期間というのが大体20年と言われております。今回も25年たっております。一生懸命運転してくれている機械なのですけれども、この先に壊れる可能性がある前に取り替えておかなければならないものですから、5年置きに、5年置きにという計画を立てて今進めているという状態でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 当初予算のときにご説明いただいていたかもしれませんが、財源についていま一度教えてください。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 財源につきましては、約半分、53%程度が国からの交付金に、社交金になります。残りの部分につきましては、下水道事業債で賄うような形になっております。来年度につきましては2か年分の承認を道のほうからいただいておりますので、来年度の事業費につきましても約53%くらいにつきましては社交金のほう、残りの47%くらいにつきましては下水道事業債という形で考えております。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 赤井川村特定環境保全公共下水道あかいがわアクアクリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第32号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第32号 赤井川村特定環境保全公共下水道あかいがわアクアクリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和5年第3回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午前10時05分閉会)